

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧下さい。

工事名	国土交通省青海総合庁舎（16）建築改修工事	
工事種別	建築工事	
工事場所(都県)	東京都	
工事場所(市区町村)	江東区青海2-38-5	
工事発注規模	3億円から7億4,000万円未満	
工事概要	1. 建物 1) 庁舎 構 造：鉄骨造地上10階建 建築面積：約2,600m ² 延べ面積：約19,800m ² 用 途：庁舎 工事内容：内装改修、屋上改修	
担当事務所	東京第二営繕事務所	
公告日／期限日／開札日	H28.9.14 / H28.9.30 / H28.11.4	
工期末	H30.2.28	
入札契約方式／落札方式	一般競争入札（標準型）／総合評価落札方式（施工能力評価型I型）	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	建築B又はA
	本店・支店・営業所の所在地	関東管内に本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成13年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しを完了した下記(ア)又は(イ)いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。 (ア) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物で改修した室の合計床面積が1,000m ² 以上の内装改修（床、壁、天井のいずれかを改修したものとする。ただし、いずれの改修においても塗装改修のみの場合を除く。）工事 (イ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延べ面積1,000m ² 以上の建築物の建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事 ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとする。上記(ア)又は(イ)のいずれについても、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。 なお、当該実績が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空

		<p>港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記の施工実績を有し、他の構成員は下記(ウ)又は(エ)いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。</p> <p>(ウ)鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物で改修した室の合計床面積が300m²以上の内装改修(床、壁、天井のいずれかを改修したものとす。ただし、いずれの改修においても塗装改修のみの場合を除く。)工事</p> <p>(エ)鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延べ面積300m²以上の建築物の建築一式(躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築(増築にあつては増築部分とする。))工事</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
	<p>配置予定技術者の資格、工事経験等</p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>①主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。</p> <p>②1人の者が、平成13年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した下記(ウ)又は(エ)いずれかに掲げる工事の経験を有するものであること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進PPPに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。</p> <p>(ウ)鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物で改修した室の合計床面積が300m²以上の内装改修(床、壁、天井のいずれかを改修したものとす。ただし、いずれの改修においても塗装改修のみの場合を除く。)工事</p> <p>(エ)鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延べ面積300m²以上の建築物の建築一式(躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築(増築にあつては増築部分とする。))工事</p> <p>ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとする。上記(ウ)又は(エ)のいずれについても、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、工事経験として認めない。</p> <p>なお、当該工事経験が地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の経験として認める。</p> <p>③監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>④配置予定の主任(監理)技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。(詳細は入札説明書による。)</p>